

LEGOLAND JAPANに係る公聴会議事録

1 対象事業の名称及び種類

LEGOLAND JAPAN

レクリエーション施設の建設

2 公聴会の開催の日時及び場所

(1) 日時

平成26年2月22日（土）

午後1時30分から2時20分まで

(2) 場所

ポートメッセなごや（名古屋市国際展示場）交流センター3階第3会議室

名古屋市港区金城ふ頭二丁目2番地

3 条例第21条第5項の規定による出席者の職名及び氏名

Merlin Entertainments Group Limited アシスタント ゼネラルマネージャー
Torben Jensen

明豊ファシリティワークス株式会社 建築技術部 次長 原村 智行

株式会社日本設計 都市計画群 環境アセスメント室 室長 山崎 正行

4 議長

環境局地域環境対策部長 伊藤 容子

5 事務局

環境局地域環境対策部主幹（環境影響評価・化学物質） 近藤 盛英

環境局地域環境対策部地域環境対策課環境影響評価係長 川瀬 弘靖

6 傍聴人の数

22名

7 公聴会の議事

議長（伊藤部長）

大変長らくお待たせをいたしました。定刻となりましたので、ただいまからLEGOLAND JAPANに係る公聴会を開催いたします。

この公聴会は、名古屋市環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続き

の一環として行うものでございます。

私は、名古屋市環境局地域環境対策部長の伊藤でございます。

また、事務局といたしまして、地域環境対策部 環境影響評価及び化学物質担当主幹の近藤、地域環境対策課 環境影響評価係長の川瀬が出席いたしております。どうぞよろしく願いいたします。

初めに、本日の進行につきましてご説明させていただきます。あらかじめ陳述の申し出をされておりました陳述人の方に見解書についての環境の保全の見地から意見を述べていただく予定でございましたが、ご本人から本日の公聴会を欠席される旨の連絡がございました。

陳述人からは、陳述内容を文書により提出いただいておりますので、後ほど事務局から代読をさせていただくこととして公聴会を進めさせていただきます。

次に、本日の公聴会の運営方法の説明と、陳述人の方、事業者の方のご紹介を事務局であります近藤から行います。

以降、議事の進行につきましては着席して進めさせていただきますので、ご了承を賜りたいと思います。

事務局（近藤主幹）

それでは、本日の公聴会の運営につきましてご説明を申し上げます。

まず、陳述人の方へお願いを申し上げます。

この公聴会は、「LEGOLAND JAPANに係る見解書」に対して、あらかじめ申し出のあった陳述人の方のご意見を伺うものでございますので、傍聴人の方が意見を述べたり、質問したりすることはできません。公聴会開催中は静粛にしてください。

その他の注意事項につきましては議事次第の「傍聴人の方へのお願い」に記載しておりますので、よろしく願いいたします。

また、公聴会の記録を作成するため、録音及び写真撮影を行いますので、ご了承ください。

その他、公聴会の運営に支障がございませんようご協力をお願いいたします。

次に、陳述の方法について申し上げます。

初めに陳述人からいただいた陳述文書を事務局から代読させていただきます。

次に、事業者は、この陳述に対して見解を述べることができますが、見解を述べられる場合には、ここで若干の休憩をとらせていただき、休憩後20分以内で見解を述べていただきます。その場合、所定の時間がきました

ら、ベルでお知らせしますので、ご協力をお願いします。

以上の手順で本日の公聴会を運営させていただきますので、よろしくご協力をお願いします。

続きまして、陳述人の紹介をさせていただきます。

あらかじめ陳述の申し出をされておりました陳述人の方は中川武夫様でございますが、本日はご欠席でございます。

次に、本日ご出席の事業者の皆様を紹介させていただきます。

Merline Entertainments Group Limited アシスタント ゼネラルマネージャー Torben Jensen様。

明豊ファシリティワークス株式会社 建築技術部 次長 原村智行様。

株式会社日本設計 都市計画群 環境アセスメント室 室長 山崎正行様。

以上で本日の運営方法の説明と、陳述人及び事業者のご紹介を終わります。

議長（伊藤部長）

それではただ今から陳述をお願いいたします。

冒頭でもご案内いたしました、本日、陳述人は欠席でございますので、陳述人からあらかじめ提出されております陳述文につきまして、事務局から代読させていただきます。それではお願いいたします。

事務局（川瀬係長）

それでは陳述人の中川武夫様から提出されました陳述文を代読させていただきます。

1. 準備書に対する意見には1件ずつ見解を示しており、見解に行き詰まって準備書の繰り返しという部分もあるが、全体としては真摯さがうかがわれ評価できる。しかし、以下に述べる課題も残っている。引き続き、真摯な対応を求めたい。

2. 集客数について、方法書への意見「少なく見積もっても年間約140万人を超える…JRリニア鉄道館でも、物珍しさも手伝ってか最初の1年間…の入館者数は約109万人、名古屋港水族館は17年目の昨年7月で延べ3,000万人、年平均にすると108万人程度である。過大な期待による、過大な公共投資を導いているのではないか。事業の継続的な採算見通しは本当にあるのか、採算が合わず、撤退し、使い物にならない施設だけが放置されるのではないか。」に対する見解はp351「既存のLEGOLANDの実績及び日本国内で実施したアンケート調査結果を基に、年間180万人と想定してい

ます。」とあるが、それぞれの面積、施設内容・数でもっと緻密に比較検討する必要がある。また、独自アンケート内容が不明で検証ができない。少なくとも見解で示した既存のLEGOLANDの実績とアンケート調査結果を明記すべきである。また、JRリニア鉄道館や名古屋港水族館の年間100万人程度の入場者を上回る根拠を示すべきである。

3. 「あおなみ線と連携を図り、公共交通機関の利用を働きかけていきたい」とあるだけだが、あおなみ線の増便等の提案の条件として、車両や運行回数の増加分をレゴランドとして金銭負担することについての見解を示すべきとの意見には全く答えていない。また、観光バス用の駐車場は観光会社が勝手に計画するので、その駐車場は事業者として想定しておくべきである。

4. 大気で新施設関連車両の走行：予測場所がNO.1、NO.2 だけであるが、現地調査を行ったNO.3、NO.4、NO.5でも行うべきである。NO.1、NO.2は事業地からは2km以上離れているが、第1種住居地域であるなどの理由で当然予測場所とすべきであるが、NO.3は200m北東に移動させれば、そもそも集約駐車場へ入る車の60%が通過する。NO.3は位置移動を行い、大気汚染の予測場所とすべきである。また、NO.4、NO.5は事業地の周辺であり、新施設供用時には集約駐車場が混雑して渋滞し、リニア・鉄道館横の駐車場など他の駐車場を探すために、抜け道を探して渋滞し、排ガスが充満する危険性が高い。騒音についても大気と同様である。NO.4、NO.5は走行ルートから外したため、除外したと言うが、意見通り新施設供用時には集約駐車場が混雑して渋滞するため、想定走行ルートでなくとも、方法書時点と同様予測対象とすべき。また、NO.3の北東200m地点は…環境面からの保全対象が存在する場所ではないとの理由は認められない。駐車場は集客施設と同様に多人数が利用する場であり、保全対象でないとはいえない。

5. 建設機械騒音で、予測条件で主要な建設機械の音圧レベルの表があるが、方法書への意見に対する見解でp351「掘削土を起伏のための盛土に利用するなどの工夫により、基本的に土壌の搬出は行わず」とあるため、相当量のブルドーザを使用すると思われる。見解書では、整地はバックホウを主体とした作業で行う予定です、とあるが、ブルドーザを使わないことを確認・明記する必要がある。

6. 「パイルドライバーについては公表資料に低騒音型の音圧レベル記載がないため、低騒音型ではない建設機械の音圧レベルを用いました。」としているが、国土交通省の「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」では「第二条、国土交通大臣は、建設機械の型式であってその騒

音の測定値が別表第一に掲げる騒音基準値以下であるものを低騒音型建設機械として指定することができる。」とある。出典の公表資料にデータがない場合には、この指定に関する騒音基準値を用いて、低騒音型を採用する意志を明確にすべきである。

7. 「停車して作業することが多く、予測は実際の工事に即して、停車した状態で行いました。」とあるが、コンクリートポンプ車やコンクリートミキサー車の音圧レベルは、コンクリートをポンプで圧送したり、混練しているときの騒音のはずである。国土交通省の「建設機械の騒音及び振動の測定値の測定方法」によれば、例えばコンクリートポンプ車は「最大能力の運転状態でコンクリート（高スランプ）を圧送する。この時、ブーム式はブームを水平方向に延ばし、配管式は10m程度の水平配管とする。測定時間Tは30秒以上とする。」とされており、見解は間違いであることは明らかである。

8. 建設工事の騒音・振動について「規制基準値との整合について評価を行い、予測結果は基準値を下回ります。なお、工事に際しては、…特定建設作業に係る騒音の規制基準（作業時間、作業期間等）についても遵守します。」とあるが、アセスをしようがしまいが、規制基準（作業時間、作業期間等）を遵守するのは、法、条例で定められており、当たり前のことである。それが「環境保全措置」として明確にされていないのが問題である。本来はこの規制基準をどの程度上回る保全措置をとるかが重要となる。

9. 営業時間について「比較的低年齢層を主な対象としており、現時点で18時以降の営業を行う計画ではないことから、昼間の時間帯の規制基準値と比較しました。なお、参考までに…最大値57dBは、夕及び夜間の基準値を下回ります。」とあり、現時点で18時以降の営業を行う計画ではないことは理解したが、参考の夜間の基準値を下回る、の表現が気になる。交通騒音の予測にも影響するため、「現時点」という限定は削除すべきである。

10. 新施設の供用時騒音の予測条件について、「主要なアトラクション施設等は…比較的大きな音を発生する施設として、ジェットコースターとした。」とあるが、こうした集客施設では、各施設の冷暖房機器、場内放送、人声・ざわめきも大きな騒音発生源になるため、愛知万博のアセスのように予測対象とすべきである、との指摘に全く答えていない。例えば、展望施設からの拡声器から場内放送が発生・拡散するのではないか。

11. 温室効果ガスについて、単位面積排出量は類似施設より少ないが、排出量は純粋に増加する。この点を明確にすべきとの意見に答えるべきで

ある。

また、「名古屋市は…2020年までの中期目標で25%削減を提示しています。」と名古屋市の計画を少しは理解したことは評価するが、%ではなく、絶対量も記載して、本事業との直接的比較が出来るようにすべきである。また、この内容は評価書に追加することを明記すべきである。

なお、算出に誤りがあったことを説明しているが、1期区域で3倍以上、2期区域で約2倍に増加した排出量が、市の「目標の達成に貢献する」ことになるのか。名古屋市の計画とどう関係するのかを説明すべきである。

さらに算出の誤りと言うが、実際は工事計画の大変更なのではないか、見解p32,33によれば、建設資材の使用量がすべての資材で増加し、ほとんどが約50,000倍（生コンクリートだけは約10倍、舗装用アスファルト混合物は変化なし）という異常な増加である。なぜこのようなことになったかを分析し、記載すべきである。

12. 「ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）については、建設機械の十分な点検・整備を行うことで、発生は防げるものと考えています。」とあるが、どの事業者も建設機械の十分な点検・整備を行っていたはずなのに、問題が多かったため、名古屋市は水質汚濁関係ハンドブックで建設工事における排水対策の目安の値を定めたものであり、pH、SSと同様にノルマルヘキサン抽出物質含有量も排水濃度として設定すべきである。

13. 事後調査について「建設機械の稼働による騒音（振動）の影響が最も大きくなると予測される時期に実施する計画です。」とあるが、影響が最も大きくなると予測される地点・時期の設定方法がおかしい・間違っているのが基本的問題である。建設工事のように建設機械配置が変動する場合は、常時測定し、問題が発生しない措置をとるべきである。

14. 事後調査について、水質：砒素、ふっ素及びほう素の調査頻度が「定期的の実施」とあるだけで、見解書で「工事初期は月1回程度を目処に実施し、工種、排水量等の状況も踏まえながら調査頻度を決定していきます」とあるが、建設工事は工種、排水量等が刻々と変わるため、工事初期の月1回程度の調査では不足である。

15. 事後調査の土壌についての調査方法が「土壌の処理・処分方法について調査する」では不足である。敷地内に盛土するにしても汚染土壌でないことを確認する必要がある、土壌についてはロット毎に有害物の溶出量調査、含有量調査を行うべきである。この指摘に対して、「事後調査では「環境保全のための措置」に示した、関係法令に基づき実施した調査、届出等の実施状況について確認し、事後調査報告書において報告しま

す。」とされている。これは、準備書の繰り返し見解であり不見識である。敷地内に盛土するにしても汚染土壌でないことを確認する必要がある、土壌についてはロット毎に有害物の溶出量調査、含有量調査を行うべきである。

以上、代読させていただきました。

議長（伊藤部長）

あらかじめ提出されておりました陳述内容につきまして事務局から代読をさせていただきます。

事業者の方は、ただいま陳述されました意見に対しまして、見解を述べることができますが、いかがでございますか。

事業者（株式会社日本設計 環境アセスメント室 山崎室長）

ただいまの意見伺わせていただきました。事業者の見解を述べさせていただきますと考えております。

議長（伊藤部長）

ただいま事業者の方から、見解を述べたい旨の申し出がございましたので、見解をまとめていただくためにも、ここで10分ほどの休憩を取らせていただきたいと思います。

2時丁度に再開をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

（休 憩 午後 1時50分）

（再 開 午後 2時00分）

議長（伊藤部長）

皆様お待たせいたしました。それではただいまから再開させていただきます。

これより事業者の方に見解を述べていただきます。冒頭でもお願いいたしました、20分以内にまとめていただきたいと思います。

それでは事業者の方、陳述をよろしく願いいたします。

事業者（株式会社日本設計 環境アセスメント室 山崎室長）

それでは事業者より、本日いただきました陳述された意見についての見解を述べさせていただきます。

まず、陳述いただきました意見の要旨を述べさせていただき、その後に、意見に対します事業者の見解を述べてまいりたいと思います。

1番目の意見でございます。引き続き真摯な対応を求めたいとの意見でございました。

事業者の見解でございます。現時点で説明できます範囲になりますが、限られた時間の中、できるだけの見解を述べさせていただきたいと思いません。

続いて2番目の意見は、LEGOLANDの年間入場者数を180万人と想定していることに対して、過大ではないか。詳細の根拠を示すべきとの意見です。

事業者の見解です。LEGOLAND JAPANは、LEGOLANDとして日本で初めての施設であり、現時点で正確な入場者数を設定するのは難しい状況にあると考えています。現在、海外にありますデンマーク、イギリス、アメリカ、ドイツなどのそれぞれのLEGOLAND施設は、規模、立地条件等は異なりますが、施設はほぼ同じ内容を持った施設であり、継続した人気となっております。そこで、LEGOLAND JAPANの入場者数の設定に当たりましては、海外の実績事例を参考に、ほぼ同等の入場者数を見込めるものと判断し、海外5つの施設の年間平均入場者数よりLEGOLAND JAPANの年間入場者数を180万人と想定いたしました。金城ふ頭という恵まれた立地条件のこの場所におきまして、魅力ある施設をつくり上げていくことにより、来場者数の確保はできるものと考えております。

続いて3番目の意見でございます。あおなみ線の増便等の提案条件として、LEGOLANDとして金銭負担をすることについて見解を示すべき。また、観光バスの駐車場は事業者として想定しておくべき。との意見でございました。

事業者の見解です。LEGOLANDの開業により、あおなみ線の乗客人数の増加が見込まれ、あおなみ線を運営する鉄道事業者の名古屋臨海高速鉄道株式会社と、今後、乗客増加に合わせた増便計画等について具体的な協議を行い、あおなみ線を有効に活用する方法を一緒に考えてまいりたいと考えています。現時点におきましては、金銭負担等、鉄道事業者との協議内容についてはお答えできる状況にはございません。また、観光バスの駐車場の考え方は、現時点では未定で、今後の対応について関係機関と協議・調整を図ってまいります。

4番目の意見は、大気汚染の予測地点に関するもので、走行ルートから除外した NO.4、NO.5の地点及びNO.3の北東の駐車場の地点についても予測対象とすべきとの意見です。事業者の見解です。LEGOLAND JAPANを含む金城ふ頭全体の車両走行ルートなどの交通処理計画につきましては、

名古屋市さんに検討していただいております。来場する車両の増加に対応可能なものにしていくと聞いております。新施設供用時の自動車交通につきましては、準備書に記載した走行ルートを想定しており、その条件に合わせた予測地点を設定しております。また、NO.3の北東の駐車場の地点につきましては、人や車の利用はございますが、住宅施設や集客施設など、人が長時間滞在する場所ではないことから、予測対象とはしませんでした。

5番目の意見は、ブルドーザを使わないことを確認する必要があるとの意見です。

事業者の見解です。準備書における本事業に係る工事に使用する建設機械は、敷地内には起伏を持たせるなど、細かな造成作業が主なものとなるため、造成等はバックホウを主体とした作業で行う計画としております。なお、工事中の建設機械の稼働状況につきましては、事後調査において建設機械の種類、稼働台数などの調査を行い、事後調査報告書にて報告してまいります。

続いて6番目の意見は、パイルドライバーについて、低騒音型を活用する意志を明確にすべきとの意見です。

事業者の見解でございます。工事に際しては、準備書に記載した低騒音型の該当機種のみではなく、工事内容、施工計画等を踏まえ、パイルドライバーを含み、導入可能な低騒音型の建設機械の使用について検討をしてまいります。

7番目の意見は、コンクリートポンプ車や、コンクリートミキサー車の騒音の予測方法に係る事項です。

事業者の見解です。見解書で示した「停車した状態」とは、準備書に対するご意見で述べられたような、場内を走り回っている状態ではなく、ある場所に停車して作業している状態を意味しております。この作業の状態とは、ご指摘の建設機械の作業である、コンクリートのポンプ圧送や混練を想定しており、予測に用いた騒音の原単位は、この作業時の値と考えております。

8番目の意見は、規制基準を遵守することを環境保全措置として明確にされていないのが問題であるとの意見です。

事業者の見解です。規制基準を遵守することは重要な事項であり、準備書においては予測結果と騒音規制法などの規制基準との比較を行い、基準値を下回ることを評価で説明しております。さらなる環境への影響の回避・低減のための措置として、準備書の騒音における環境保全措置のその他の措置には、建設機械の適切な配置や、建設機械の十分な点検・整備に

よる性能の維持などを記載いたしました。

9番目の意見は、営業時間について、現時点では18時以降の営業を行う計画ではないという記載について、現時点は削除すべきとの意見です。

事業者の見解です。LEGOLANDは、比較的低年齢層を主な対象者とする施設であるため、夜間営業は行わないことを基本とし、現時点では営業時間は10時から18時としております。しかし、今後の検討によっては見直しもあり得ることから、「現時点では」と記載をしております。なお、営業時間の見直しをする場合につきましては、事前に十分な調査・検討を行い、周辺環境の保全に努めてまいります。

10番目の意見は、騒音の予測について、ジェットコースターだけではなく、冷暖房施設、放送、人の声についても対象とすべきとの意見です。

事業者の見解です。供用時の騒音については、アトラクション施設からの騒音を対象とし、施設の中で比較的大きな音を発生するジェットコースターの稼働に伴う騒音レベルを予測いたしました。冷暖房施設の稼働音や、場内放送、人の声、ざわめきは、本施設の特性上、発生すると考えますが、冷暖房施設につきましては今後の設計において周辺への騒音の影響に配慮した機器配置などを検討いたします。また、場内放送などは周辺への影響に配慮した設備及び運用を計画してまいります。また、今後の設計において事業予定地内や敷地境界部において中高木、低木を植栽することなどにより、騒音の低減に努めてまいります。

11番目の意見は、温室効果ガスに係る事項で、まとめさせていただくと2個の意見をいただきました。1つ目の意見は、LEGOLANDの温室効果ガスの排出量は、類似施設よりは少ないが、増加することを明らかにすべきである。また、名古屋市削減目標の絶対量と比較すべきであるとの意見です。

事業者の見解です。LEGOLANDは、金城ふ頭に新たな施設を整備することになりますので、温室効果ガスの排出量は増加いたします。従って、本事業は省エネに配慮した建物・設備を計画とするなどの環境の保全のための措置を講ずることで、できるだけ排出量の低減を図っていく考えでございます。また、名古屋市の算出した削減目標排出量と、本環境影響評価において算出した排出量は、算出方法などが異なる可能性があります。従いまして、単純な数値の比較を行い、評価をすることは適切ではないものと考えております。ただし、名古屋市の施策に基づきまして、地球温暖化防止の視点から、事業者として実現可能な範囲で温室効果ガスの低減に努めていく考えでございます。

2つ目の意見は、見解書に記載した温室効果ガスの排出量の訂正について、工事計画の変更をしたのではないか。なぜこのようになったのかを分

析し、記載すべきとの意見です。

事業者の見解でございます。訂正の理由は、工事計画等の変更ではなく、算出過程での誤りで、申し訳ございませんでした。今後は記載内容の精査に努め、このような誤りがないよう努めてまいります。

12番目の意見は、ノルマルヘキササン抽出物質含有量も排水濃度として設定すべきとの意見です。

事業者の見解です。事業者といたしましては、建設機械の十分な点検・整備を行うことで発生は防げるものと考えており、施工者には徹底を図ってまいります。

なお、工事排水の排出については、排水管理などにつきまして、適切な対応を図ってまいります。

13番目の意見は、事後調査における建設機械の騒音・振動の調査は、常時測定を行うべきとの意見です。

事業者の見解でございます。事後調査は、工事期間中における建設機械の稼働状況や、建設機器配置等を調査し、建設機械の稼働による影響が最も大きくなる時期・地点で実施する計画でございます。その結果につきましては、事後調査報告書で報告いたします。

続きまして14番目の意見は、水質の事後調査について、工事初期の月1回程度の調査では不足であるとの意見です。

事業者の見解です。工事排水の調査は、工事初期は月1回を目処に実施いたしますが、工種、排水量等が変化をしていくことを考慮し、工種、排水量等の状況、水質の調査結果なども踏まえながら、適切な水質管理となるように調査頻度を決定してまいります。

15番目の意見は、土壌は有害物の溶出量調査、含有量調査を行うべきであるとの意見です。

事業者の見解です。土壌汚染の調査、届出、対策は、土壌汚染対策法、及び名古屋市環境保全条例に基づく対応が必要となり、今後の詳細設計に基づき、関係機関と協議を行い、適切に対応していく考えでございます。その結果は、事後調査報告書において報告いたします。なお、造成計画において、地盤面の表面が事業予定地内の土壌や芝となる部分につきましては、植生環境も踏まえ、外部からの客土を入れ、被覆することを検討しております。

以上事業者の見解でございました。

議長（伊藤部長）

ありがとうございました。

どうもありがとうございました。事業者の見解陳述も終わりましたので、本日の公聴会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして公聴会を終了させていただきます。本日は皆様方、円滑な公聴会の運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。最後に、事務局から公聴会の記録等につきましてお知らせいたします。

事務局（近藤主幹）

本日の公聴会の記録につきましては、事務局において速やかに作成をし、市役所等で閲覧できるようにするとともに、名古屋市公式Webサイトにも掲載する予定です。

また、本日の記録を環境影響評価審査会に提出をし、本日の対象事業に係る準備書の審査に役立てていきたいと存じます。

本日はありがとうございました。お忘れ物のないようによろしく願いいたします。

（閉 会 午後 2時20分）



公聴会の様子